

奈良県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
中山 誠	あさひ整骨院 橿原市小綱町八―一五	平成二十五年八月三十一 日
谷 充訓	ひまわり整骨院 大和郡山市小泉町二八八〇―一	平成二十五年八月三十一 日
上川 剛史	ひまわり整骨院 大和郡山市小泉町二八八〇―一	平成二十五年八月三十一 日